

副 本

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石 垣 清 水 外31名

被 告 中 部 電 力 株 式 会 社

準 備 書 面 (48)

令和7年3月10日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

奥

村

救

軌

外9名



目 次

回答の要旨.....	1
1 被告が現在考えている審査対応スケジュール.....	2
(1) プラント班審査.....	3
(2) 耐震班審査.....	3
2 本件原子力発電所 3, 4 号機に係る審査項目が概ね審査済みとなった後 原子炉設置変更許可がなされるまでの被告の対応等.....	5

略語例

本件原子力発電所	浜岡原子力発電所 3 ないし 5 号機 (なお, 特定の号機を示すときには, 例えば「本件原子力 発電所 3 号機」と表す。)
原子炉等規制法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号)
東北地方太平洋沖地震	平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力発電所 事故	東京電力株式会社 (当時) 福島第一原子力発電所において 発生した平成 2 3 年 (2 0 1 1 年) 東北地方太平洋沖地震 に伴う津波に起因する事故

回答の要旨

令和7年1月28日の口頭弁論期日において、貴庁から被告に対し、新規制基準適合性審査対応スケジュールに係る資料を書証として提出するとともに、被告の目標として今後の審査日程をどのように見込んでいるかを説明することが求められた。

本件原子力発電所4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査に関し、令和6年12月24日の原子力規制委員会の審査会合において、被告は、後記1で述べるとおり、同4号機に係るすべての審査項目が概ね審査済みとなるまでの審査対応につき、被告が考える審査対応スケジュール（乙E第81号証）を提示している。この審査対応スケジュールに示しているとおり、被告は、同4号機につき令和8年4月までに被告としての審査対応を終えることを目標としている。また、同3号機については同4号機に係る審査対応から大きく遅れることなく審査対応を終えることを目標としている。

なお、本件原子力発電所3、4号機に係るすべての審査項目が概ね審査済みとなった後、原子炉設置変更許可がなされるまでには、後記2で述べる被告の対応等があるため、なお相応の時間を要する。

1 被告が現在考えている審査対応スケジュール

被告は、本件原子力発電所の設計・建設及びそれ以降も、原子炉等規制法等による規制の下で、最新の知見を踏まえた必要な対応を不断に行いつつ、その原子炉を適法かつ安全に運転してきている。被告は、その一環として、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波に起因する福島第一原子力発電所事故後には、緊急安全対策や津波に対する安全対策等を講じており、新規制基準の制定後、新規制基準に沿った検討を行い、原子力規制委員会に対し、本件原子力発電所4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請を行った。

新規制基準は、発電用原子炉施設に対し、地震及び津波の想定を引き上げを求めるとともに、重大事故等対策などを求めている。原子力規制委員会は、地震、津波等に関する事項についての審査（以下、「耐震班審査」という。）とプラントに関する事項についての審査（以下、「プラント班審査」という。）とに分けて、新規制基準への適合性の確認を進めている。

原子力規制委員会の令和5年9月29日の審査会合において基準地震動 S_s について概ね妥当な検討がなされたと評価されたこと及び令和6年10月11日の審査会合において基準津波について概ね妥当な検討がなされたと評価されたことを受け、同委員会の同年11月13日の臨時会議において、H断層系に係る追加調査結果を踏まえた評価の見通しについての被告の説明を確認したうえで、プラント班審査を再開することが決定され（乙E第82号証）、現在では、耐震班審査とプラント班審査とが並行して行われるようになっている。

被告は、本件原子力発電所4号機の原子炉設置変更許可申請については、その審査対応スケジュールとして、令和8年4月までに被告としての審査対応を終えることを目標としている。また、同3号機の原子炉設置変更許可申請については、同4号機に係る審査対応から大きく遅れることなく審査対応を終えることを目標としている。

以下、プラント班審査と耐震班審査とに分けて詳述する。

(1) プラント班審査

プラント班審査について、被告は、令和6年12月24日の原子力規制委員会の審査会合において、本件原子力発電所4号機についての、耐震設計方針及び耐津波設計方針を含むプラント班審査の審査項目が概ね審査済みとなるまでの審査対応につき、先行する発電用原子炉施設のプラント班審査における審査期間を参照して、令和8年4月までに被告としての審査対応を終えることを目標とした審査対応スケジュール（乙E第81号証）を提示している。なお、被告は、現在、審査対応スケジュールに示している各審査項目の審査対応時期について、同委員会の指摘も踏まえ、新規制基準適合性審査が円滑かつ効率的に行われるよう、説明する順序の組み換えなどを行っている。

また、本件原子力発電所3号機については、同4号機と同一型式であり、プラント班審査における審査を要する内容に共通の事項が多いことを踏まえ、同4号機につき被告としての審査対応を終えた後に、同3号機に固有の事項について同4号機に係る審査対応から大きく遅れることなく審査対応を終えることを目標としている。

プラント班審査の審査項目のうち、本件原子力発電所4号機の耐震設計方針については、被告は、プラント班審査の再開に当たり審査資料を提出しており、それに基づき原子力規制委員会の審査会合で説明を行うこととしている。また、同号機の耐津波設計方針については、令和6年10月に同審査会合にて概ね妥当な検討がなされたと評価された基準津波を踏まえた評価等を反映するため、追加の審査資料を令和7年4月ないし5月に提出する予定としている。

(2) 耐震班審査

耐震班審査は、本件原子力発電所4号機の原子炉設置変更許可申請と同3号機の原子炉設置変更許可申請とで審査を要する内容が異なることから同4号機及び同3号機共通で行われている。

耐震班審査の審査項目は、前記で述べたとおり、基準地震動 S_s 及び基準津波については原子力規制委員会の審査会合で概ね妥当な検討がなされたと評価されており、被告は、残る審査項目である、敷地の地質・地質構造（H断層系）、火山及び地盤・斜面の安定性について、本件原子力発電所4号機のプラント班審査の審査終了までに被告としての審査対応を終えることを目標としている。

令和6年11月29日の審査会合において、被告は、敷地の地質・地質構造（H断層系）の追加調査結果を踏まえた活動性評価の方針等を説明している。このH断層系に係る追加調査結果を踏まえた評価の見通しに関し、被告は、前記で述べたプラント班審査の再開の判断がなされた原子力規制委員会の臨時会議において、H断層系の同一性及び活動性の評価について、新たな調査地点まで連続して分布するH断層系に属することが想定される断層を確認するとともに、その調査地点において上載地層の明確な年代指標となる火山灰データを得ていることを示している（乙E第83号証1頁）。

被告は、令和6年12月24日の審査会合で提示している審査対応スケジュール（乙E第81号証）では、基準津波の超過確率の参照等について説明を行った後、敷地の地質・地質構造（H断層系）に係る審査対応を優先して行うことを示していたが、現在、原子力規制委員会の指摘も踏まえ、各審査項目の審査対応時期について、プラント班審査への耐震班審査の審査結果の連携の必要性等を考慮して、説明する順序の組み換えなどを検討しているところである。しかしながら、被告は、耐震班審査について、敷地の地質・地質構造（H断層系）を含め、本件原子力発電所4号機のプラント班審査の審査終了までに被告としての審査対応を終えるとの目標は変更していない。

2 本件原子力発電所3，4号機に係る審査項目が概ね審査済みとなった後原子炉設置変更許可がなされるまでの被告の対応等

被告は，前記1で述べた審査対応を経て，本件原子力発電所4号機及び同3号機に係るすべての審査項目が概ね審査済みとなった後，同4号機及び同3号機の各原子炉設置変更許可申請をいずれも取り下げ，同3，4号機の新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可が一括してなされるよう，原子力規制委員会に対し，一の原子炉設置変更許可申請を行うこととしている。

その後，原子力規制委員会にてその申請についての審査書案が作成され，その審査書案につき科学的・技術的意見の募集（パブリックコメント）並びに原子力委員会及び経済産業大臣の意見の聴取を経て，被告は本件原子力発電所3，4号機の原子炉設置変更許可を受けることになる。

そのため，被告が本件原子力発電所3，4号機の原子炉設置変更許可を受けるまでには，同3，4号機に係るすべての審査項目が概ね審査済みとなった後も，相応の時間を要することとなる。

以 上

